

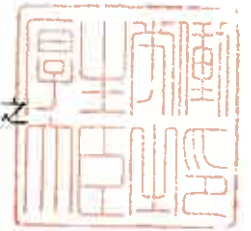
厚生労働省発基安0323第1号

令和4年3月23日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



別紙「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

一 歯科医師による健康診断の結果に係る所轄労働基準監督署長への報告をしなければならない事業者の範囲の拡大

事業者は、その使用する労働者の人数にかかわらず、労働安全衛生規則（以下「則」という。）第四十八条の歯科医師による有害な業務に係る健康診断（定期のものに限る。以下「歯科健診」という。）を行ったときは、遅滞なく、当該歯科健診の結果について、所轄労働基準監督署長に報告しなければならないものとする。

二 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書の新設等

1 一の報告の様式として、有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書を新たに設けるものとする。

2 1に伴い、則様式第六号の定期健康診断結果報告書について、歯科健診に係る記載欄を削除するものとする。

三 その他

その他所要の改正を行うものとする。

## 第二 施行期日等

- 一 この省令は、令和四年十月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を設けることとする。